

大阪府後発医薬品安心使用促進事業実施要領

第1 目的

大阪府内で患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用するための環境づくりを進めるため、府内における後発医薬品の使用促進に関する問題点の調査・分析や各地域でのモデル事業を実施する。

第2 実施主体

実施主体は大阪府とする。ただし、大阪府は事業の一部を委託することができる。

第3 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 外部有識者等との意見交換を行うため「大阪府後発医薬品安心使用促進のための協議会」を別に定める設置要綱に基づき設置・運営する。
- (2) 協議会での意見交換を元に、大阪府として後発医薬品を安心して使用するための取組を行う。
- (3) 後発医薬品の使用促進に関する問題点の調査・分析を行う。
- (4) 後発医薬品の使用促進モデル事業を行う。

第4 事業の実施

大阪府は、第3の事業の実施にあたり関係自治体、薬局、医療機関、介護関係機関、医師会、歯科医師会又は薬剤師会といった関連団体等と連携しながら、事業を進める。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別途定める。

附則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月4日から施行する。